

申請時の注意事項

被爆者健康手帳の交付にあたっては、昭和51年3月18日付け厚生省公衆衛生局企画課長通知で「原爆投下後年月を経過し一層困難を伴ってきているが、添付される証明書等の書類は、認定の判断材料であって、認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行うこと」とされており、①書面審査だけでなく、可能な限り申請者本人及び申請者の証明者からの事情聴取、②申請者の家族に対する手帳交付の有無、③その時点で手帳の交付申請を行う理由等の把握、④適切な審査体制、⑤適宜広島県、長崎県、広島市又は長崎市への照会を行うこととされています。

(1) 被爆者健康手帳

- ア 被爆者健康手帳交付申請書（当時の状況がわかるように詳しく記載して下さい。）
- イ 住民票の写し
- ウ 添付書類

○直接被爆者の場合

- ①当時の市町村長が発行した被災証明書その他公の機関が発行した証明書（本人の記載があるもの）
- ②①がない場合、当時の書簡（手紙、その他）、写真等の記録書類
- ③①・②がない場合、市町村長等の公的証明書
- ④①・②・③がない場合、第三者（3親等内の親族を除く。）2人以上の証明書（被爆状況証明書）
第三者とは直接被爆したことを確認した人であって、当時一緒にいて被爆した人、または被爆前後の事情をよく知っている人。当時15歳以上の者で手帳取得者が望ましい。
※三親等内の親族とは、配偶者・父母・祖父母・兄弟姉妹・曾祖父母、伯父母、おい・めい等をいいます。（以下同じ）
- ⑤①・②・③・④がない場合
申請者本人以外の者の証明書又は申請者本人において当時の状況を記載した申立書及び誓約書
- ⑥前各号の他、当時の勤務証明言・在学証明書・軍歴証明書などが得られる者は必ず添付します。
・陸軍の場合 当時の本籍地の都道府県に照会する。神奈川県:福祉部保健予防課
・海軍の場合 厚生労働省社会援護局業務課調査資料室に照会する。

○入市者の場合

- ① 当時の市町村長が発行した被災証明書その他公の機関が発行した証明書（本人の記載があるもの）
- ② ①がない場合、当時の書簡（手紙、その他）、写真等の記録書類
- ③ ①・②がない場合、市町村長等の公的証明書
- ④ ①・②・③がない場合、第三者（3親等内の親族を除く。）2人以上の証明書（被爆状況証明書）
第三者とは、一緒に入市した人、入市したことを確認できる人、または入市時に入市区域内で会った人。当時15歳以上の者で手帳取得者が望ましい。
- ⑤①・②・③・④がない場合
申請者本人以外の者の証明書又は申請者本人において当時の状況を記載した申立書及び誓約書
- ⑥前各号の他、当時の勤務証明言・在学証明書・軍歴証明書・同行入市者名簿などが得られる者は必ず添付します。

○死体処理及び救援活動従事者等の場合

- ① 当時の書簡（手紙、その他）、写真等の記録書類
- ② ①がない場合、市町村長等の公的証明書
- ③ ①・②がない場合、第三者（3親等内の親族を除く。）2人以上の証明書（被爆状況証明書）
 第三者とは、被爆者を搬送（輸送）した人、救護、死体の火葬、埋葬した人、または収容所内で看護をした人。当時15歳以上の者で手帳取得者が望ましい。
- ④①・②・③がない場合
 申請者本人以外の者の証明書又は申請者本人において当時の状況を記載した申立書及び誓約書
- ⑤前各号の他、当時の勤務証明言・在学証明書・軍歴証明書・一緒に看護等に従事した者の名簿などが得られる者は必ず添付します。
- ⑥海上被爆の場合は、直接被爆者の例によります。

○胎児の場合

- ① 申請者の戸籍抄本
 （申請者とその母親の両方の氏名、生年月日が記載されたもの）
- ② 母親の被爆者健康手帳の写し
- ③②がない場合、母親の被爆者健康手帳の取得若しくは返納した都道府県市の場所についての陳述

（2）第一種、第二種健康診断受診者証

- ア 第一種健康診断受診者証交付申請書又は第二種健康診断受診者証交付申請書
 （当時の状況がわかるように詳しく記載して下さい。）
- イ 住民票の写し
- ウ 添付書類

- ① 当時の書簡（手紙、その他）、写真等の記録書類
- ② ①がない場合、市町村長等の公的証明書
- ③ ①・②がない場合、第三者（3親等内の親族を除く。）2人以上の証明書（被爆状況証明書）
 第三者とは直接被爆したことを確認した人であって、当時一緒にいて被爆した人、または被爆前後の事情をよく知っている人。当時15歳以上の者で受診者証取得者が望ましい。
- ④①・②・③がない場合
 申請者本人以外の者の証明書又は申請者本人において当時の状況を記載した申立書及び誓約書
- ⑤前各号の他、当時の勤務証明言・在学証明書・軍歴証明書などが得られる者は必ず添付します。

○胎児の場合

- ① 申請者の戸籍抄本
 （申請者とその母親の両方の氏名、生年月日が記載されたもの）
- ② 母親の健康診断受診者証の写し
- ③②がない場合、母親の健康診断受診者証の取得若しくは返納した都道府県市の場所についての陳述

※ 被爆確認証の審査は、手帳又は健康診断受診者証の審査に準じて行うため、被爆確認証の交付申請を行う際には、手帳又は健康診断受診者証交付申請時と同様の添付書類が必要となります。

被爆者健康手帳・第一種健康診断受診者証・第二種健康診断受診者証の概要

